

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(用語の定義) 第2条 〔略〕 2 〔略〕	〔同左〕 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u>
3 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。	4 〔同左〕

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。